

成績評価に関する規定

専門学校読売自動車大学校細則（抜粋）

（成績評価）

第 10 条 各科目の成績は、定期または随時に行う試験及びレポート・作品その他に基づいて、それぞれの科目担当教員が認定する。

- (1) 各教科の評価が 60 点以上でもその教科の出席率が規定に満たないものは不合格となるため、担当教員の指示に従わなければならない。
- (2) 実習の評価は、実習試験点、実習レポート点、実習態度点を加算して行う。各々の比率は、実習試験 50%（所定の時間にて、実技を中心として行う）、レポート 30%（実習中の課題をまとめる）、態度 20%（実習に取り組む姿勢があるか）をもって評価する。
- (3) 各教科の評価には出席率及び学習態度を考慮することができる。
- (4) 各教科の単位認定と評価評定は、別表の通りとする。

判定	単 位 認 定				不合格
評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点
評定	秀	優	良	可	不可

<支援対象者の成績要件判別規定>

1. 成績順位が、下位 4 分の 1 でないこと。下位 4 分の 1 の対象者に対して指導する。
2. 判定方法は以下の通りとする
 - (1) 成績処理システムの「学年計」（各教科の素点合計。ただし、単位未取得者の素点は 0 としている）をもとに、年 2 回の期末試験終了後に各教科の素点合計が多い順に順位をつけ、下位 4 分の 1 でないこと。
 - (2) 判定資料として、「成績順位一覧表」と「成績の分布を表す資料」を作成し、判別の根拠を明確にしておくことを目的に、1 年間保存しておく。